

集落支援員(交通観光支援員)募集!!

令和4年7月21日
知夫村役場地域振興課

集落支援員(交通観光支援員)募集要領

知夫村では、高齢者が住み慣れたこの島で最期まで暮らしたいという願いを実現する地域づくりのため、村独自の2次交通構築を実施しております。

具体的には、村内定期巡回バスの運行、自由デマンドバス(従来のタクシー的役割)の運行により村民の生活と観光客の支援に従事していただくことを目的として、「集落支援員(交通観光支援員)」を下記のとおり募集します。志のある方、やる気と元気にあふれている方の応募をお待ちしております。

1. 募集人数

若干名

2. 募集条件

- (1) 20歳以上(令和4年4月1日現在)の島内在住者若しくはUIターン希望者
- (2) パソコン操作ができる方。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない方。
- (4) 普通自動車運転免許を持っていること。
- (5) 第二種運転免許保持者、バス・タクシー経験者等は優遇いたします。
- (6) 任期中、知夫里島内に居住し、住民登録ができる方。

3. 業務・活動

交通観光支援活動に従事する。

- (1) 自家用有償旅客運送の運営
- (2) デマンドバス(従来のタクシー的役割)の運行に関すること
- (3) 観光ルートバス等に関する情報収集、分析、記録
- (4) 地域と行政の連絡調整及び推進体制、連携体制づくりへの支援
- (5) その他集落支援について村長が必要と認める活動

4. 任期

期間は委嘱の日から1年間(特に問題がなければ、1年単位で最長3年まで更新することができます。)

5. 賃金等

賃金及び社会保険等の条件は次のとおりです。

- (1) 基本賃金(月額) 170,000円
- (2) 社会保険等 厚生年金 健康保険 雇用保険

6. 住居

住居は、原則として村内の空き家及び村営住宅へ居住していただきます。住居の所有者への家賃(月額21,000円程度、1万円の家賃補助あり)は本人が負担します。

7. 事務所

事務所は、村内の範囲内に置くものとし、次の区分のいずれかとします。

- (1) 島内における2次交通対策施設

8. 勤務日・勤務時間・休日

勤務日は、週5日勤務とし勤務時間は、1日7時間45分とします。

その他、年次有給休暇があります。

9. 応募方法、人選、結果のお知らせ

①応募方法

別紙の応募用紙にご記入のうえ、知夫村役場地域振興課に郵送又は持参してください。応募にかかる経費（書類申請・面接）は全て応募者の負担となります。

②人選

書類審査後に熱意のある方、関心が高い方を優先し、知夫村役場にて面接を行います。（応募の秘密は守られます。）

③最終結果のお知らせ

2次選考後おおむね10日以内に結果をお知らせします。

④その他

詳細について、お知りになりたい方は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

10. 募集期間

令和4年8月1日から定員に達するまで。

11. その他

この内容は、知夫村ホームページのトップページにも掲載しています。

知夫村HPアドレス <http://www.vill.chibu.lg.jp/>

12. 応募先・お問い合わせ先

知夫村役場地域振興課（担当：渡辺・崎）

住 所 〒684-0102 島根県隠岐郡知夫村 1065 番地

電 話 08514-8-2211

F A X 08514-8-2093

メール saki-s@vill.chibu.lg.jp